島根県報

令和７年５月９日（金）
第　６１５　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

土地改良事業変更計画書の縦覧　（農村整備課）　2

知事管理漁獲可能量の変更　（水産課）　2

大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出　（中小企業課）　3

【特定調達公告】

予算編成支援システム更改及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等　（財政課）　4

告　示

島根県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、次の土地改良区から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、同法第48条第９項において準用する同法第８条第６項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和７年５月９日

島根県知事　丸　山　達　也

事業主体名	事　業　名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
隠岐の島町土地改良区	隠岐の島地区土地改良事業に伴う施設維持管理事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第275号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第５項において準用する同条第４項の規定により公表する。

令和７年５月９日

島根県知事　丸　山　達　也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量

令和７年３月28日　公表

令和７年４月25日　変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第１　くろまぐろ（小型魚）

１　島根県に配分された漁獲可能量

107.1トン

２　知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	35.1トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	68.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第２　くろまぐろ（大型魚）

１　島根県に配分された漁獲可能量

41.5トン

２　知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	38.1トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	1.4トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から４月以内に、次の４に定めるところにより意見を述べることができる。

令和７年５月９日

島根県知事　丸　山　達　也

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス隠岐の島店　島根県隠岐郡隠岐の島町平中田６番１外

⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品　代表取締役　横山　英昭　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番１号

⑶　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,497平方メートル

（変更後）1,352平方メートル

イ　駐車場の位置及び収容台数

（変更前）建物北側及び東側　40台

建物敷地北東側　19台

（変更後）建物北側　35台

建物敷地北東側　18台

ウ　駐輪場の収容台数

（変更前）10台

（変更後）６台

エ　荷さばき施設の位置

（変更前）建物東側

（変更後）建物南側

オ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）建物内東側　11.7立方メートル

（変更後）建物内南側　12.9立方メートル

カ　荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯

（変更前）24時間

（変更後）午前６時から午後９時まで

⑷　変更する年月日

令和７年12月24日

２　届出年月日

令和７年４月23日

３　届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地２）

４　意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

⑴　意見書の提出先

松江市殿町１番地　島根県商工労働部中小企業課

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ　意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ　意見の内容

オ　意見を述べる理由

⑶　その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特　定　調　達　公　告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和７年５月９日

島根県知事　丸　山　達　也

１　件名及び数量

予算編成支援システム更改及び運用保守業務　一式

２　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部財政課　島根県松江市殿町１番地

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年４月１日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

予算編成支援システム共同企業体

代表者　株式会社ペンタスネット　代表取締役　福光　靖　島根県松江市北稜町43番地

構成員　株式会社島根情報処理センター　代表取締役　遠藤　嘉右衛門　島根県出雲市今市町321番地３

構成員　株式会社テクノプロジェクト　代表取締役社長　山中　茂　島根県松江市学園南二丁目10番地14号

５　随意契約に係る契約金額

77,723,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。